

## 製造事業承継届<第2種製造者>

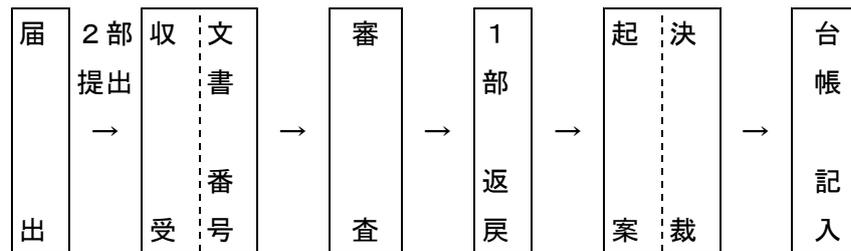
根拠法令

法第10条の2 一般則第9条の2、液石則第10条の2

適用

第2種製造者について事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合。

### 手順



### 必要書類

○ 第2種製造事業承継届書（一般則様式第3の2、液石則様式第3の2）

相続の場合

- ・ 相続の事実を証する書面（相続人が2人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定にかかる全員の同意書）
- ・ 被承継者に関する戸籍謄本

合併の場合

- ・ 合併もしくは分割の事実を証する書面（登記簿謄本等）

譲渡の場合

- ・ 譲り渡しの事実を証する書面（契約書の写し等）

### 審査

必要書類が揃っているか審査する。

### 届出書返戻

届出者へ、届出書に受理印を押印の上、1部返戻する。

### 台帳作成

<留意事項>

決裁後、台帳に記入するか、新たに台帳を作成する。